

令和 8 年 7 月 2 1 日

あおぞらひまわりの会
松橋 淳郎

市議会議員のためのハラスメント研修所感

近年、ハラスメントは社会全体の課題となっています。私達の市議会においてもハラスメントと疑われる事例が生じたことから、本研修を開催することになりました。この研修会は「市議会議員のためのハラスメント研修―信頼される議会・議員であるために―」と題し、本市相模が丘にオフィスを開設しているシニアパートナー弁護士を招き行われました。内容は大きく 5 項目、ハラスメントの本質と対策を学ぶものとして以下の項目がフォーカスされています。①ハラスメントの一般の解説（定義・種類・メカニズム等）②議員が陥りやすいハラスメント③判例から学ぶ④セルフチェック⑤議員等のハラスメントに関する自治体の条例についての以上です。

はじめに「ハラスメントとは何か」ということを子ども達でも理解できるような簡潔な説明を頂いた中で研修が進められていきました。「ハラスメントとは何か」といった議論に対し、相手に対する言動が、本人の意図に関わらず、相手の尊厳を傷つけ、不快感や脅威・不利益を与える行為と定義づけています。なかでも大事なことは、「受け手基準」が重要視され、加害者が発した言動に「悪気はなかった」「そんなつもりはなかった」は通用しないということであり、権力・立場・身分の差を背景に発生しやすいということでもあります。

また、ハラスメントの種類により 3 つの法律に定められています。職場や現場などで行われる言動「パワハラ」（労働施策総合推進法第 30 条）。性的な言動である「セクハラ」（男女雇用機会均等法第 11 条）。妊娠・出産・育児・介護に関する言動「マタハラ」（均等法 11 条）となっています。

そして、これらのハラスメントの法的・事実上の責任においては大きく 3 点あり、①民事上の責任 ②刑事上の責任 ③行政上・事実上の責任がクローズアップされて参ります。私達、座間市議会議員が加害者となる身近なハラスメント責任は、③行政上・事実上の責任が該当しており、先ずは「市の条例・規則等に基づく責任」が問われ→議会での追求→社会的責任としての辞任等にお

いて責任を問われることとなり、さらに思い事案になると金銭的な賠償請求→刑事案件では拘禁さらには罰金にまで至ることもあります。

現在、座間市議会議員を対象としたハラスメントに係る条例および規範規則が存在しておらず、近隣市の大和市、藤沢市ほか自治体が制定している条例を座間市においても制定することは必要不可欠であり、条例制定により、市民や職員を守るという議会の決意と自立性・自浄作用を高めるためにも必須と考えます。

議会は、多様な意見を尊重しながら議論を重ねる場です。そのためには、お互いの人格や立場を尊重し、信頼関係を築くことが欠かせません。私達議員一人ひとりがハラスメントについて正しく理解し、自らの言動を振り返ることが大切と感じます。私自身も研修を通して理解を深め議員活動に活かして参りたいと強く感じた研修でありました。